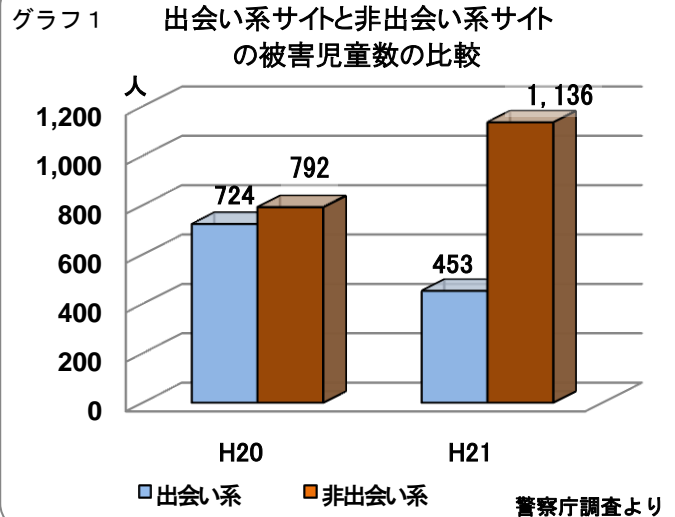
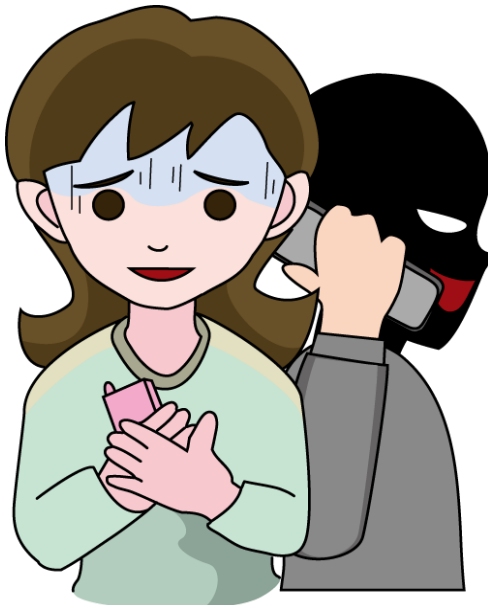


フィルタリングとルールで、携帯電話を正しく使いましょう

携帯電話は、電話やメールのほか、インターネットなども利用でき、正しく使えばとても楽しく便利な道具です。しかし、携帯電話の誤った使い方が原因で児童が犯罪に巻き込まれるケースが多く発生し、社会的な問題になっています。学校裏サイトや掲示板でのケンカ、不正な料金請求など、様々な事件が後を絶ちません。最近では、非出会い系サイト※¹で知り合ったことが原因で、事件に発展することが増えています（グラフ 1）。お子さんが、このような事件に巻き込まれないためにはどうしたらよいでしょう？

八王子市青少年問題協議会※²では、この問題について、2つの方法が大切であると考えました。1つは携帯電話にフィルタリングをかけること、もう1つは携帯電話の使い方について家庭でルールを作ることです。



《携帯電話を利用した非出会い系サイトの事件》

◆事例 1：2010 年 1 月

Aは、携帯電話機のゲームサイトを通じて知り合った女子児童に対し、「女子トイレに来て」と電子メールで誘い出した上、刃物を突き付け、「助けを呼んだら殺すぞ」などと脅し、女性用トイレ個室に連れ込み、身体を触るなどしたほか、頭を殴る等の暴行を加え、女子児童の携帯電話と財布を奪った。

◆事例 2：2010 年 2 月

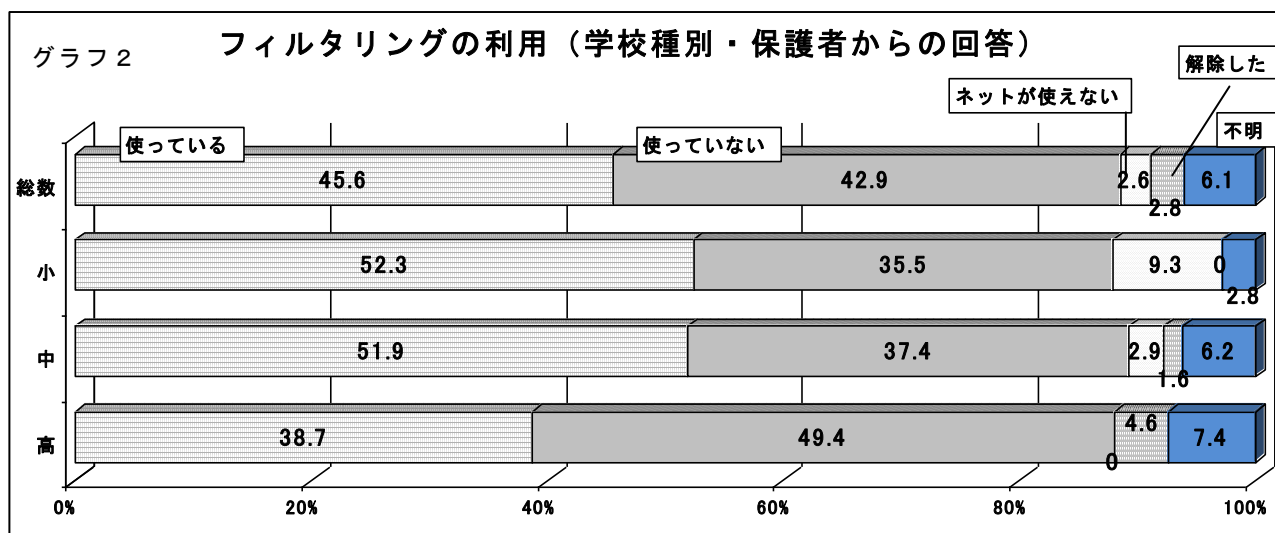
Bは、SNSサイトを通じて知り合った女子児童に対し、「ドライブに行こう」等と（甘言を用いて）誘い出して、ホテルに連れ込んでみだらな行為をした。

※1 SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）、プロフ、ゲームサイトなど不特定の男女の出会いを主な目的としないサイトのこと。

※2 地方青少年問題協議会法に基づき、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立、適切な実施のために設置した市長の附属機関。

フィルタリングについて

フィルタリング※³とは、子どもたちに見せたくないインターネット上の有害情報が含まれるサイトを、画面に表示しないように制限する機能のことです。内閣府が行った「平成21年度青少年のインターネット利用環境実態調査」では、フィルタリングを使っている小学生は52.3%、中学生51.9%、高校生38.7%という結果でした（グラフ2）。



また、警察庁が調査した『非出会い系サイトに起因する児童被害の事犯に係る調査分析について』によれば、いわゆる「非出会い系サイト」に関係した被害児童のうち、9割以上が携帯電話を使い、8割以上がフィルタリングを使っていませんでした。このような結果をみると、携帯電話にフィルタリングをかけることがとても大切だということがわかります。



最近では、携帯事業者各社から小、中、高校生など学齢にあわせ設定ができるコースや、アクセスする時間帯を制限するコースもあります。お子さんと話し合って、最適なフィルタリングを選択しましょう。

※3 平成21年4月青少年インターネット環境整備法が施行され、未成年が携帯電話を使用する場合、フィルタリングをかけなければいけなくなりました（ただし、保護者が利用しない旨の申し出をした場合ははずすことができます）。また、青少年（18歳未満）が使用する場合に、保護者が契約する場合は、その旨を携帯事業者に申し出る義務があります。

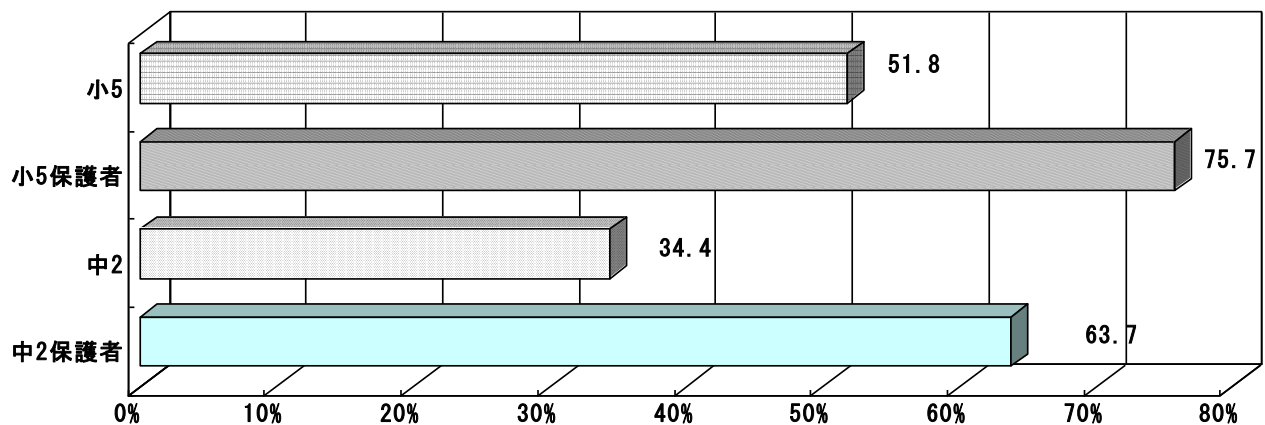
家庭でのルールについて



成長途中の子どもは、好奇心が旺盛で携帯電話で様々なジャンルの情報を見たり、友人や先輩などとコミュニケーションをとったりしています。しかし、ちょっとした間違いやマナー不足などが原因で、ケンカやいじめなどフィルタリングでは防げないトラブルが生じています。このような問題をなくすためには、親子で使い方やマナーについて話し合い、ルールを決めることが効果的です。

グラフ3

利用内容について携帯電話等を使用する際のルールが「ある」と答えた割合



平成21年度に日本PTA全国協議会が行った「子どもとメディアに関する意識調査」(グラフ3)では、利用内容について携帯電話を使う場合にルールが「ある」と答えた割合が、子どもと保護者で大きく開き、親子の間で意識のズレが現れています。ルールが「ある」という家庭も、もう一度確認する必要があります。ルールを作る場合、親が一方的に子どもに押し付けるのではなく、親子で話し合っ規則を決め、守ることを確認、守れない場合はどうすべきか、話し合しましょう。



《ルールの例》 携帯電話を使うのは、リビングで夜9時まで。
守れなかったら、3日間携帯電話を使わない。



お子さんが外で遊ぶ場合、どこで誰と遊ぶか確認しませんか？フィルタリングを使わずルールもないまま子どもたちに携帯を持たせるのは、それを確認しないのと同じことです。現実社会で危険な場所に行かないように注意するのと同様、携帯電話でも注意する必要があります。

お子さんと話し合い、「フィルタリング」と「ルールづくり」で携帯電話を正しく安全に使いましょう。

家庭・学校・地域の連携のもと



健全な八王子っ子を育てよう

次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、自立した心豊かな社会人になることは、市民すべての願いです。本市の青少年健全育成の目指すところは、青少年が豊かな人間性や、判断力、健全な心と体を獲得し、自ら力強く生きるとともに、社会を形成する力をつけていくことにあります。そのためには、基礎となる家庭での教育の充実と、それを支える社会環境の整備が必要です。また、八王子に暮らす大人一人ひとりが青少年を育成する担い手であることを自覚する必要があります。

八王子市では、青少年を取り巻く現状を踏まえ、家庭・学校・地域、そして市及び関係機関のそれぞれの目標を掲げました。これらの目標に向かって協力して取り組むことで、未来を切り開く強さをもった、健全な八王子っ子を育成していきます。

家庭での取組

基本はしっかりとした家庭づくり

- ◆ しっかりとした絆のある家族
- ◆ あいさつと役割は家庭の基本
- ◆ 身近な地域を知る、つながる

学校での取組

地域と連携をとり、より開かれた学校づくり

- ◆ さらなる学校の公開と地域における教育資源の活用をすすめる
- ◆ 自立する基礎や、生命尊重・規範意識の心を育てる教育の充実
- ◆ 個性や適性を見つける学習や体験活動を実施

地域での取組

子どもの成長は地域で^{つちか}培う

- ◆ 地域で声をかけ合おう
- ◆ 地域で青少年が活躍・交流・体験できる場をつくろう
- ◆ 健全な明るいまちをつくろう

市及び関係行政機関の取組

連携とサポート体制の充実

- ◆ 家庭・学校・地域・関係機関の連携の強化
- ◆ 青少年健全育成活動の支援
- ◆ 人材育成と情報提供

平成23年度 八王子市青少年健全育成推進区域

八王子市青少年健全育成推進区域は、全市の青少年健全育成のモデル地区です。平成23年度は由井西地区とひよどり山地区に決定しました。推進区域では、「あいさつ運動」や「子どもの意見発表会」などを実施し、地域住民への健全育成の啓発等を積極的に進めていきます。